

令和3年度（2021年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年11月16日（火）午後3時30分開会

場 所：か で る 2 ・ 7 大 会 議 室

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただいまより、令和3年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、どうもありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が3名、オンラインでの出席が9名、合わせて12名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、大原委員につきましては、時間の都合がつき次第、後からオンラインで参加する見込みと伺っております。

## 2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ちまして、環境計画担当課長の佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境計画担当課長 環境計画担当課長の佐々木でございます。

本日も、お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会も、一部オンライン会議とさせていただきます。ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解をいただければと思います。

最初に、先月をもって退任されました三谷委員の後任について、ご報告を申し上げます。

東海大学札幌キャンパス生物学部海洋生物科学科の北夕紀准教授を11月1日付で任命させていただきました。北委員には、委員のご承認につきまして、快くお引き受けいただきましたことに感謝を申し上げます。後ほどご紹介をさせていただきますが、海洋生物学を専門とされておりますので、今後、専門の見地からご意見をいただければと考えております。

さて、前回ご審議いただきました清陵風力発電事業につきましては、審議会後、答申をいただき、その後、事業者宛てに知事意見を述べたところでございます。委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本日の予定議事につきましては、ご案内させていただいたとおり、風力発電事業が3件で、そのうち、新瀬棚の案件については、答申文（案）などについてご審議をいただきたいと考えております。

また、前回に続きまして、法律の風力発電事業の規模要件の変更に伴いまして、北海道環境影響評価制度の見直しについて、ご審議をいただく予定としております。

本日も審議案件が多い中、皆様には多大なご負担をおかけすることになるものと存じますが、環境影響評価制度の適切な運用につきまして、お力添えをいただきたいと考えておりますので、引き続き、ご協力をよろしく願いいたします。

## ◎連絡事項

**○事務局（石井課長補佐）** 次に、審議会の運営についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が解除されたことから、本日は、オンラインも併用し、対面形式の開催としておりますが、引き続き、感染の再拡大の防止を図っていく必要がありますことや、会場管理者からの要請もあり、一般傍聴者については、人と人の距離を確保するための定員の削減、体調に不良のある方の入場の制限、マスク着用や手指消毒の徹底などを行い、感染防止の取組に配慮した形での開催としております。

それでは、お手元にお配りしました資料について確認いたします。なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前にお送りしております。資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3、資料4については、資料4-1から資料4-3までございますが、その中で資料4-1には2枚、資料4-2には1枚の別紙を含んでおります。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

議事（1）は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております（仮称）新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書についてです。濃い緑色の図書で、株式会社ジェイウインドの事業でございます。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、35分程度を予定しております。

議事（2）は、1回目の審議となります（仮称）松前2期風力発電事業環境影響評価方法書についてです。薄い緑色の図書で、東急不動産株式会社の事業でございます。事務局からの事業概要の説明、意見の概要と事業者の見解、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（3）は、1回目の審議となります（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書についてです。水色の図書で、合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所の事業でございます。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、意見の概要と事業者の見解、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（4）は、北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明は15分程度を予定しておりますが、その後に行う皆様の審議は、特に時間を設定せず、できるだけ多くの委員の方のご意見やご質問を伺いたいと考えております。

それでは、これより議事に移りますが、その前に、先ほど課長からもありましたように、三谷委員の後任として、同じく海棲哺乳類がご専門の北夕紀先生を新しい委員としてお迎えしておりますので、ご紹介いたします。

北委員、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

**○北委員** 三谷委員の後任で11月から任命されました東海大学生物学部海洋生物科学

科の北と申します。外部委員という役に関しては初ですので、いろいろと手探りなところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 北委員、どうもありがとうございました。これからどうぞよろしく願いいたします。

それでは、これからの議事進行は、露崎会長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○露崎会長 よろしく願いします。

それでは、議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、白木委員と高橋委員を指名したいと思いますが、白木委員、よろしいですか。

○白木委員 大丈夫です。

○露崎会長 高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 分かりました。

○露崎会長 よろしく願いします。

ご両名には、後日、事務局が取りまとめました議事録の内容を確認していただくこととなりますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事（1）は、本日が2回目の審議となり、答申を予定している（仮称）新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

関係資料は、資料1-1から資料1-4までとなります。

初めに、資料1-1の本事業についての質問とその事業者回答について、質問を4点ほどに絞ってご説明させていただきます。

まず、2ページ目の追加2-14をご覧ください。

本事業の更新対象である瀬棚臨海風力発電所の撤去工事が行われますことから、撤去工事の実施に係る環境影響の低減について問いました。これに対して、事業者からは、設置工事と撤去工事の期間の重複を極力避けること等により、工事の実施に伴う環境影響の低減について検討を行うとのことでした。

次に、二つ下の質問2-6をご覧ください。

更新前の更新対象風車で発生しておりますバードストライクの影響について、事業者の調査等に関する見解について質問いたしました。これに対して、事業者からは、当時、定量的な結果が得られる調査は確立されていなかったために行っておらず、1次回答の重大な環境影響は生じていないというのは、あくまで認識として見解を述べたものとのことで

す。

次に、7ページの追加3-37をご覧ください。

こちらは、土砂災害危険箇所が区域及びその周辺に存在しているかどうか、また、区域に存在している場合、除外できなかった理由を質問いたしました。

ここで、資料1-2の最後の18ページをご覧ください。

地図内にある青い区域ですが、区域内に地すべり危険箇所が存在しており、今後の配置の検討において配慮していくとのことでした。

資料1-1に戻っていただき、9ページの質問4-13をご覧ください。

こちらは、騒音の影響について、1次回答で事業者が述べた全ての保全対象について対応可能となる可能性があるとの回答について、全ての保全対象について十分な離隔を取ることができるのか、また、どのような対応方法を想定しているのか、質問いたしました。これに対して、事業者からは、現時点では十分な離隔を定義できず、可能性での議論となるが、事業実施想定区域の北側と南東側に住居が多く分布している一方で、それ以外の区域では住居が散在しているのみであることから、配置の検討によって必要な離隔を確保できる可能性が十分にあるとのことでした。

資料1-1についての説明は、以上とさせていただきます。

次に、資料1-3について説明いたします。

こちらは関係町長からの意見です。

関係町は、せたな町でございます。

せたな町長からは、配慮書の記載はおおむね妥当であるとし、方法書の作成に当たっては、次の3点に留意するよう意見がございました。

1点目は、騒音及び低周波音について、国の動向など最新の知見により適切な評価等を行うよう努めること、また、騒音等による心身への影響には個人差が大きいことから、可能な限り低減させるための環境保全措置を検討することという意見です。

2点目は、動植物について、区域に生息する動植物、また、自然環境の保全について、国の指針や他地域の事例等を踏まえ、特に鳥類の予測、評価については、バードストライク事故防止の観点から、専門家の助言や最新の知見を踏まえて、適切に実施することという意見です。

3点目は、景観について、既に風車が建設されているが、景観上、風車を異質なものと感じることはなく、地球温暖化への対策や再生可能エネルギーの取組に対する姿勢を感じることができ、イメージアップにもつながるという意見です。

資料1-3の説明については、以上とさせていただきます。

次に、資料1-4の答申文（案）たたき台についてです。

たたき台については、最近のほかの風力発電事業や、過去のリプレースの風力発電事業の配慮書の答申をベースとしまして、審議過程を勘案し、作成しております。

まず、前文については、従来と同様に、1段落目では事業の概要、2段落目では対象事

業実施区域及びその周辺における地域特性の概要を整理しまして、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続いて、1の総括的事項に移ります。

(1)は、従来と同様に、全体的な留意事項としまして、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら、調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載してございます。

(2)は、本事業がリプレースであることから、更新に伴う変化だけでなく、更新対象の瀬棚臨海風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価することを求めています。

(3)は、区域の絞り込みについて、区域の設定の検討過程の説明が分かりにくいことから、方法書に検討過程について分かりやすく記載することを求める意見ですが、以前、委員の皆様にご議論いただいた部分を踏まえ、「また、」以下の部分に、事業実施想定区域には山腹崩壊危険区域や地すべり危険箇所が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮し」という文言を追加しています。

(4)は、周辺に既設の風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あり、本事業との累積の影響が生じるおそれがあるため、適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(5)は、リプレース事業では、風車の設置に加え、更新対象風車の撤去工事が行われることから、工事の実施に伴う環境影響を低減することを求めています。

次のページに進みます。

(6)は、相互理解の促進のため、積極的な情報提供や説明に努めることを求めています。

(7)は、インターネットを使った環境影響評価図書の公表に当たり、印刷可能な状態にすることや、縦覧期間終了後の継続した公表など、利便性の向上を求める意見としています。

次に、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び風車の影についてです。

アでは、従来と同様に、区域周辺に住居や学校等が存在することから、離隔距離を取ることなどにより、影響を回避、低減することを求めています。

イでは、更新対象の瀬棚臨海風力発電所では、風車の影について苦情があり、稼働制限により対応していることから、その経緯や保全措置の結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2)は、地形及び地質についてです。

事業実施想定区域の大部分が瀬棚一川尻海岸や瀬棚段丘と重複していることから、影響を回避、低減することを求めています。

(3) は、動物についてです。

アでは、区域及びその周辺は、センシティブティマップでオオワシなどの分布情報があること、また、文献やヒアリングにおいて、希少な鳥類やコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらへの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イは、更新対象の発電所では、オオワシのバードストライクが確認されていることから、原因究明に努め、その結果も踏まえ、影響の回避、低減を求めています。

ウでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、影響を回避、低減するよう求めています。

(4) は、植物及び生態系についてです。

アでは、区域内に植生自然度の高い砂丘植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避または低減を求めています。

イでは、植物相について、専門家等からの助言を得ながら的確に把握し、重要な植物種について適切な方法により予測、評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避、低減することを求めています。

次のページになりますが、ウでは、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、生態系を特徴づける適切な種を選定し、生息地、生育地の改変を避けることにより、影響を回避、低減することを求めています。

最後に、(5) は、景観についてです。

アでは、事業実施想定区域が市街地に近いことから、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や、史跡、文化財など、歴史的、文化的な観点から、ほかに追加すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めています。

イでは、狩場茂津多道立自然公園に隣接していることから、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、瀬棚一川尻海岸及び瀬棚段丘が改変の影響を受ける可能性があること、そして、主要な眺望点である後志利別川の河口からは、風車の垂直見込み角が極めて大きなものとなると予測されていることから、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料の説明については、以上になります。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願いたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○**奈良委員** 総括的事項(6)では、関係町という書き方をされていて、個別的事項(5)の景観の最初の行では、関係自治体と書いてあるのですが、今回の関係町はせたな町しかないのですよね。多くの場合、複数の市町村にまたがるかなと思うのですが、関係町がせ

たな町だけなのであれば、関係町ではなく、せたな町と書いたほうがいいのかなど思ったところでは。

○露崎会長 どの場所なのか、もう一度お教えくださいませんか。

○奈良委員 総括的事項（６）の「相互理解の促進のため、関係町、関係機関」と、個別的事項（５）の景観のアの最初の行にある「関係自治体」は、いずれもせたな町だけなのかなど思ったのです。

○事務局（石井課長補佐） おっしゃるとおり、今回は関係町が１町なので、これまでの事例において、１町の場合、どういう表現を使っているのかということのを改めて確認いたしまして、対応したいと思います。

○露崎会長 続きまして、ほかにご意見やご質問等をお願いします。

○押田委員 今さらかもしれませんが、例えば、（３）の動物のアの下から２行目に「適切な方法により予測及び評価を実施し」と書かれており、ウの下から２行目も「予測及び評価」となっているのですね。

さらに、次の（４）の植物及び生態系のウも「調査、予測及び評価」になっているのですが、全体的に言葉を並べていったときに、順番としては、調査をして、その結果を評価し、それに基づいて予測をするのではないかと感じたところです。

今までもずっとこうだったような気もするのですが、いかがでしょうか。この文言についてご説明いただければと思います。

○事務局（菅原主任） 今、ご指摘のあった文言についてですが、予測及び評価というのは、環境影響を予測し、予測した結果について評価をするという流れになっておりますので、こういう語順で記載しているところがございます。

○押田委員 調査結果を評価して、それに基づいて予測をするのではなく、取りあえず調査をして、その結果から予測をし、最終的に評価をするという流れでよろしいでしょうか。

○事務局（菅原主任） そのとおりでございます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等をよろしくをお願いします。

○鈴木委員 先ほど、地すべり危険箇所について、資料１－２の一番最後のカラーのページを用いてご説明をいただきましたので、水色の地すべり危険箇所があるということが分かりました。お示しいただいた答申文には、その一つ前に山腹崩壊危険区域という言葉もありまして、これは一体どこを指すのか、地図上で確認したいと思うのですが、それが図示されている資料はございますか。

○事務局（菅原主任） 図書の１３８ページでございます。

○鈴木委員 黄色、あるいは、オレンジ色になっているところですね。

山腹崩壊危険地区とありますが、この地区というのは区域と同じ意味でしょうか。

○事務局（菅原主任） 名称については、改めて確認して修正いたします。

○露崎会長 ほかにございますか。

○白木委員 専門外のことになってしまうので恐縮ですが、個別的事項の（２）では、瀬



棚一川尻海岸、瀬棚段丘と重複していて、この辺は重要な地形であるため、当該地形の詳細を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとあります。これに関連するQ&Aとして、資料1-1の4ページの3-3では、既設風車が、重要な地形、地質である瀬棚一川尻海岸の範囲に存在しますが、施設の存在による影響についてどのような考えか、お示くださいという質問に対し、既設風力発電機によって、特段の影響が生じている認識はありませんという回答なのですね。

かつて事務局の説明があったかどうかははっきり分かりませんが、この認識はありませんという言葉はかなり曖昧で、調査をしたわけではなく、認識がないだけというふうにも読めるわけです。

専門外ですが、この辺の地形というのは重要な場所だと思いますし、砂州の上に建てたりすると何か影響があるのではないかという予想もされるのですが、今の表現では、既設風車の影響がはっきりしていないような感じなので、個別的事項(2)のところは、「当該地形の詳細を把握した上で」だけでなく、既存風車の影響についても確認した上で改変を避けるというふうにしたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局(菅原主任) 白木委員からご指摘のあったところについては、事務局として、総括的事項の(2)において、「当該風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握することに努め、それを勘案した上で適切に評価すること。」という形で意見を付けております。

○白木委員 ただ、個別的事項の(2)では、あえて「当該地形の詳細を把握した上で」という書き方がされているので、既存風車の影響というところが何となく伝わりづらいかなと思ったので、意見を述べたところです。

○露崎会長 今回の意見は、(2)の地形及び地質のところにも、既存風車の影響を考慮した上でという文章に相当するような文言を入れたほうがよいという趣旨ですか。

○白木委員 そうですね。詳細を把握するというより、実際に風車が建っているので、影響が生じている認識はありませんという回答についても、その根拠は不明ですし、恐らく何かしらの調査等もやっていないのではないかというふうに考えられますので、ある程度、確認をしてという文言があったほうがいいのではないかと思います。

○事務局(菅原主任) 今のご指摘については、改めて事務局で検討させていただきます。

○露崎会長 そのほかに、ご意見やご質問、ご確認等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 ほかにないようですので、本日ご審議いただきました(仮称)新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書の答申文(案)たたき台に関しましては、まず、総括的事項(3)の山腹崩壊危険地域の表現は、地域なのか、地区なのかを事務局で確認の上、必要があれば訂正することといたします。

また、総括的事項(6)及びほかの箇所の関係町、関係自治体などの文言については、今までの事例を確認の上、それに合わせて訂正することといたします。

さらに、個別的事項（２）の地形及び地質に関しまして、既存風車の影響を考慮あるいは確認する等の文言の変更については、今後、事務局で検討し、委員と調整の上で答えを出すということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのようにしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

次に、議事（２）に移ります。

本日１回目の審議となります（仮称）松前２期風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局から、事業概要等の説明及び意見の概要と事業者の見解、主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局（小林主事）** 事務局の小林です。よろしくお願いします。

使用する資料は、方法書の薄い緑色の図書と資料２－１から２－３となります。

本案件は、昨年９月に配慮書に関わる答申をいただきました東急不動産株式会社による陸上風力発電事業です。このたび方法書が送付され、９月１０日付で本審議会に諮問させていただいております。縦覧期間は９月８日から１０月１１日までで、一般意見の募集は１０月２５日までとなっております。

まず、図書の概要についてご説明いたします。

基本的に、配慮書と同じ部分については説明を省略し、変更があった点及び重要な点について説明させていただきます。

初めに、図書の４５９ページをご覧ください。

発電所出力は、配慮書の２１基、９万３００キロワットから１２基、５万１，６００キロワットへと変更となっております。また、対象事業実施区域の面積も、同じく配慮書の１，１８７．４ヘクタールから１，１３９．３ヘクタールへと縮小しています。

次に、４５５ページから４５８ページをご覧ください。

方法書時点の風車の配置案が赤い丸で示されているほか、区域設定の変更の経緯が記載されており、道路の拡幅及び整地の可能性のある部分を追加した一方、配慮書の事業実施想定区域に含まれていた茂草川の周囲と保安林の区域、人と自然との触れ合いの活動の場として選定されていたふれあい公園、さらに、区域内に含まれていた住宅を対象事業実施区域から除外しています。

次に、植物について説明します。

８８ページから９１ページをご覧ください。

特定植物群落である松前－江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林について、本図では、先行植生調査により縮小が確認された区域が赤色の破線で示されています。資料２－２の

事業者回答の3-9にもありますが、事業者を確認したところ、準備書段階では、現地調査の結果、実際に存在する範囲が地図上に示されるとのことです。

続きまして、278ページをご覧ください。

環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

項目の選定結果の一覧ですが、一般的な陸上風力に関わる項目はおおむね選定されています。また、超低周波音につきましては、参考項目ではありませんが、対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在することから、環境影響評価項目として選定することとしています。

続きまして、282ページをご覧ください。

このページからは、専門家ヒアリングの結果が掲載されており、主に、コウモリ類や鳥類をはじめとした動植物全般について、生息情報や調査手法に関する助言などが得られています。

続きまして、288ページをご覧ください。

このページ以降には、調査、予測及び評価の具体的な手法が記載されており、基本的には、発電所アセスの手引などに示されている一般的な手法が選定されています。1次質問及びその事業者回答やそれ以降の質問を通じて、調査地点の設定や調査努力量の妥当性について確認していくこととなります。

図書の説明については以上となります。

次に、資料2-1についてご説明いたします。

意見の概要と事業者の見解についてです。

こちらは、通常、2回目の審議の際に説明することが多いのですが、本事業については、先日既に提出されておまして、また、本事業は、案件の増加に伴う審議の効率化のため、審議を2回とする予定であるため、これらの事情を勘案し、今回の審議会において説明させていただきます。

まず、2ページ目をご覧ください。

方法書の説明会の開催について記載があり、当初、9月16日に松前町内で説明会を開催する予定でしたが、当時、北海道を含む21都道府県に緊急事態宣言が発令されており、宣言中における説明会の開催について、松前町と協議の上、今回の事象が環境影響評価法施行規則第3条の5第1項に定める事業者の責めに帰することができない事由に該当すると考え、環境影響評価法第7条の2第4項の規定に基づき、感染拡大防止のため、説明会の中止を決定したとしています。

なお、説明会中止に関わる代替措置として、説明会で使用予定であった資料を方法書の縦覧場所に設置し、また、事業者ホームページに掲載していました。

次に、3ページをご覧ください。

意見の総数についてですが、意見は1通で、コウモリ類についての意見となっております。このコウモリ類の意見に対する事業者の見解のうち、その多くは、専門家の意見聴取を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討するとの回答となっております。

そのほか、4 ページ目のナンバー 3 及び 5 ページ目のナンバー 4 において、既設風車の規格や事後調査の結果についての質問がありまして、事後調査については、今年 9 月時点で継続中であり、また、調査結果については、この調査終了後に事後調査報告書として公表する予定であるとしています。

なお、資料 2-2 の事業者回答の 1-2 においては、10 月末で調査が終了する予定であるとしていますが、その後に行う専門家ヒアリングの結果によっては、さらに調査を継続する可能性もあるとの回答をいただいております。

続きまして、資料 2-2 に沿いまして、1 次質問及びその事業者回答について、5 点ほど説明いたします。

まず、2 ページの質問 2-1 2 をご覧ください。

対象事業実施区域付近には、特に北側のエリアを中心に、小型風車が数多く設置されておりまして、これらとの騒音や景観への累積的影響をどのように考えるか質問いたしました。これに対して、事業者からは、今後、小型風車の位置の把握に努め、それを踏まえて、累積的影響について検討するとのことでした。

次に、3 ページの質問 3-8 をご覧ください。

先ほども説明いたしましたが、特定植物群落について、質問①では、赤枠の部分に存在していないという意味なのか、そうでない場合は、どのような群落に変化していたのか、また、③では、群落が縮小した理由について質問しました。これに対して、事業者からは、赤枠部分は特定植物群落が縮小した部分で、特に大幅に減少した場所では、繁殖力の強い種であるハリエンジュ、オニグルミなどの優占種となっていたとのことでした。

次に、7 ページの質問 6-19 の①をご覧ください。

騒音の調査の際の風況調査について、対象事業実施区域内の北側のエリア 1 点で風況の調査が実施される計画となっておりますが、対象事業実施区域は南北 15 キロメートル以上にわたっており、風況観測塔を北側のエリアのみでなく、南側のエリアにも設置することにより、より精度の高い予測を実施することができるのではないかと質問いたしました。これに対して、事業者からは、方法書作成時は、風況観測塔の設置場所が決まっていなかったため記載していなかったとのことで、資料 2-3 の 2 ページ目から 5 ページ目に記載があるように、合計 5 か所の風況観測塔を設置するとのことでした。

次に、資料 2-2 に戻りまして、8 ページの 6-32 をご覧ください。

渡り鳥の調査について、日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に実施するとしていますが、日中及び夜間の渡りも把握する必要があるのではないかと、特に夜間は日中と異なった飛行ルートや高度を取ることが予想され、渡りの実態を的確に把握することが必要ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、渡り鳥の調査では、夜間録音調査を実施することもあります。渡りの鳴き声などの十分なデータを記録できないケースが多く、調査効率が悪いと、日の出及び日没前後のやや薄暗い状況での定点調査を実施するとのことでした。

最後に、同じく 8 ページの質問 6-34 をご覧ください。

哺乳類などの調査ルートについて、国道 228 号線が選定されていますが、通常、交通量の多い道路付近にはあまり出現しないものと思われ、過小評価とならないのか、また、その他、南北方向に踏査可能なルートは存在しないのかについて、ほかの動物種についても併せて質問しました。これに対して、事業者からは、図面に記載した動植物の踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しており、現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による改変を伴う場所については、可能な限り細かく踏査し、準備書においてそのルートをお示しすることです。

1 次質問及びその事業者回答については、以上とさせていただきます。

なお、本案件につきましては、審議をいただいた後、期限が短くて申し訳ありませんが、11 月 19 日金曜日を期限として、2 次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

以上となります。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

**○露崎会長** ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

**○高橋委員** 資料 2-2 の騒音に関して、何点か教えていただきたいところがあります。最初は、7 ページの質問番号 6-17 についてです。

風力発電等については、当然、風況及び設置する場所の状況等によってその特性が異なるため、一般的には季節ごとに行うことが望ましいとされております。質問ではそれを 1 回にした理由を聞いていまして、それに対して、環境基準の評価マニュアルの中に、1 年を代表すると思われる日を選んで評価できますということが書いてあるので、1 回にしましたという回答になっているのですが、それはあくまでも環境基準の評価の話なのですね。

今回は、発電所の建設作業なので、それに伴う騒音の予測等に使うための数値を求めるとは全く意味合いの違うものなので、環境基準の評価マニュアルの文言を引っ張ってきて、1 回で済みますというのは全く理由になっていないと思うのですが、事務局はどう考えておりますか。

**○事務局（小林主事）** ご指摘をありがとうございます。

この質問に関しては、2 次質問において、1 季でいいとした理由などを追加で質問する予定です。後で質問内容をご確認いただければと思いますが、我々も手引きやマニュアルについて完璧に理解できていない部分があるかもしれないので、委員からお話しいただいた部分も参考にしながら、事業者に質問していきたいと思っております。

**○高橋委員** 続けて、質問番号 6-20 も結局同じですが、春と秋にしましたよということで、夏は虫の鳴き声があるので、全体として高くなるというのは、マニュアルにも書かれていますので、これは理解できるのです。

ただ、冬季について、定格風速以上の強風の可能性もあるので外すとありますが、もと

もと残留騒音の測定をするに当たっては、有効風速範囲内では測らない、要するに、それ以外のところは測らないということなので、定格風速以上が多いので測らないというのはやっぱり理由にならないのではないかと考えています。

特に冬場というのは、結構静かな状況がありますし、一般的な騒音の評価ではなく、環境影響評価ということを考えて、平均的なところではなくて、より厳しい条件のところを評価するという考え方を持って、その辺のものを外すか外さないかという議論をしていただきたいなと思っています。冬の部分については、これだけでは理由が足りないのかなという気がしますので、引き続き、聞いていただきたいと思います。

**○事務局（小林主事）** こちらも手引を確認し、また、委員にもご確認いただきながら質問していきたいと思います。

**○高橋委員** もう1か所、同じページの質問番号6-23についてです。

要するに、事業所の話ですよ。その回答として、影響は一時的であり、小さいものと考えていますと書いてあるのですが、これは何を根拠にそういうことが言えるのですか。事務局で分かるのであれば、教えていただきたいです。

**○事務局（小林主事）** 私は、この回答を見て、住んでいる人より居住時間が短いことから、こう言っているのかなと考えたのですが、こちらについても2次質問において深堀りが必要だと思っております。例えば、住宅だったら500メートルしか距離がないのですが、事業所などはもっと近いところにありますので、そういう観点も含めて聞いていこうかなと考えていたところでした。

**○高橋委員** 影響というのは、当然、時間だけではなく、受けるエネルギー量も関係してきますよね。例えば、ここに書いてあることは、何かの文献等を持ってきて答えているのであれば、その文献を示してもらえばいいでしょうし、大変申し訳ないですけども、今言われたようなイメージだけで答えられても、多分、答えにはならないのだろうと思います。

もう一点、これも事務局に確認していただきたいのですが、事業所の取扱いについては、何年か前にこの審議会の中でかんかんがくがくやった経緯があるのではないですか。その頃、私は委員をやっていませんけれども、そういった話があったようなことを記憶しています。後でも構いませんので、要するに、審議会として事業所についてどう考えるのだというのを事務局として整理していただけたら助かります。

**○事務局（小林主事）** まず、質問番号6-23については、具体的な文献等を示してもらった上で、考えを聞いていきたいと思います。

また、事業所の騒音等の影響については、私も存じ上げない部分でありますので、経緯を確認した上で、事務局の中で打合せをし、方向性を示していければと思います。

**○露崎会長** そのほかにご質問やご意見等はございますか。

**○澁谷委員** 先ほど説明のあった質問番号3-8や質問番号3-9に関わるるところについてです。

ミズナラーイタヤ林が縮小したという形で表現されており、多分、海岸段丘みたいなどの斜面にある海岸林のことかなと思うのですが、そういう群落が縮小したと言うと、非常によくはない状態の表現になります。こういう定性的な表現だと、海岸林の状態が非常に悪くなっているのかなとも読めますし、どうも樹種が変わったようにも見えてしまうのですね。森林の被覆がしっかりしていれば、それはそれでいいのかなとは思いますが、その辺の実態は分かりませんので、資料なり何なりを作成する際には、もう少し定量性のある分かりやすい表現にさせていただくようお願いしたいと思います。

○事務局（小林主事） この質問と回答については、事業者が行った先行植生調査によるものなので、現時点でこれ以上の図面などは出ないと思いますが、どれくらいの量という定量的な部分が分かれば、それを回答してもらうように質問できればと思います。

また、準備書で具体的な区域を示せるということなので、その際には、定量的で分かりやすい図面を出してもらえよう、お願いしていこうと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございますでしょうか。

自分も澁谷委員と全く同じところを考えていたのですが、③の縮小理由について何かしるところがあればという質問に対する回答がないのは、事業者は全く知らないという意味だと解釈してよろしいのでしょうか。

○事務局（小林主事） この回答内容では理由として少し不足している部分があるかなと感じましたので、2次質問で確認していこうと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特にないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、議事（3）に移ります。

本日1回目の審議となります（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局から、事業概要、主な1次質問とその事業者回答の報告、意見の概要と事業者の見解の説明をお願いします。

○事務局（塚本係長） 塚本です。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

本案件につきましては、昨年12月に方法書が道へ送付されまして、1月19日付で諮問をさせていただいておりましたが、コロナの影響による事業者説明会の延期などにより、事業者から道への意見概要等の送付が遅れていましたことから、本日が1回目の審議となったものでございます。

諮問から日にちが大分空いておりますので、本日のご説明は、図書のほうに多めに時間を取りたいと考えております。

初めに、図書の1ページをご覧ください。

事業者は、東京都の合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所になります。

次に、4ページですが、2. 2. 3に記載のとおり、発電所の出力は最大3万3, 60

0キロワット、単機出力4, 200キロワットの風車を8基建設する計画となっております。

対象事業実施区域は、右側の5ページの図のとおり、石狩市厚田区の約490ヘクタールになります。

区域の検討の経緯について、かなり後ろになりますが、455ページの図をご覧ください。

外側の茶色のラインが配慮書での事業実施想定区域になりますが、そこから北側の水色のエリアが、北側から資材の搬入を行わないようにしたことによって、除外されています。

次に、その下の薄茶色のエリアは、市のゾーニング計画を参考に、住宅から800メートルの範囲を除いて除外された部分になります。

それから、南側の薄緑色に塗られている自然草原、東側の緑色に塗られている保安林が除外されまして、今回のような区域設定となっております。

続いて、458ページをご覧ください。

ゾーニングと風車の配置の関係ですが、桃色のところが環境保全エリア、オレンジ色が調整エリアAになっており、風車の配置は全て調整エリアAで検討されております。

次に、戻っていただいて、24ページ、25ページをご覧ください。

周辺における他の風力発電事業ですが、特に近くの事業としては、11番の（仮称）石狩望来風力発電事業、12番の（仮称）八の沢風力発電事業などがございます。

続きまして、区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

61ページをご覧ください。

対象事業実施区域には、重要な地形である石狩丘陵及び望来段丘が存在しています。

次に、66ページをご覧ください。

区域は、オオタカの生息が確認されているメッシュに位置します。また、69ページにありますように、オジロワシ、オオワシの生息により、注意喚起レベルBに分類されています。また、74ページの下側の図のとおり、ノスリの渡り経路に重なっております。

次に、96ページをご覧ください。

植生ですが、区域には、凡例では11番で示されているシラカンバーミズナラ群落が広く分布し、そのほか、ススキ群団やカラマツ植林などが分布しています。植生自然度で見ますと、区域内には、植生自然度9及び10に該当する植生は分布しておりません。

次に、119ページをご覧ください。

景観ですが、主要な眺望点が青で示されています。1番の望来の坂、8番の嶺泊展望パーキングなどがございます。また、121ページには、景観資源の分布がありますが、区域内に望来段丘が存在しています。

続いて、124ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場ですが、1番の石狩浜海水浴場、8番の戸田記念墓地公園などが存在しております。



次に、152ページをご覧ください。

住居等との位置関係ですが、最も近い配慮が特に必要な施設は、区域より北の地区にある福祉施設で、離隔距離は約1.8キロメートルになります。また、住居から800メートルの範囲が除外されていますので、最も近い住居までは800メートルとなります。

続いて、図書の6章に飛びまして、326ページをご覧ください。

環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

まず、選定項目についてですが、表のグレーの箇所がアセス省令の参考項目で、陸上風力として一般的な項目には、おおむね丸がついております。また、超低周波音は、参考項目ではございませんが、今回選定されております。

次に、330ページの表については、累積的影響に関する選定項目でございます。騒音、振動、希少猛禽類や渡り鳥、景観など、一部の項目については、評価書が確定した事業を対象に、累積的影響の予測、評価を実施するとしています。

続いて、環境影響評価の手法についてです。ここからは、資料3-1の1次質問及び回答のご説明と併せて進めさせていただきますので、資料3-1についてもお手元にご用意いただければと思います。

主な項目に絞って説明をさせていただきます。

まず、図書の346ページをご覧ください。

施設の稼働に係る騒音の調査についてですが、現地調査は、青の四角で示された4地点で計画されています。このうち、NG1の設定について質問しておりまして、資料3-1では4ページの6-10に該当します。ここで、NG1を北側の最寄りの住宅付近としていない理由を問いました。これに対して、事業者からは、風車のWT5からWT7、これは東側の尾根の中央寄りの3基の風車になりますが、これらの騒音が届いたときに、この地点の騒音が高くなる可能性があるためとのことです。

続いて、動物に関する調査についてです。

図書の365ページをご覧ください。

まず、コウモリ類については、表の中ほどにありますように、捕獲調査、バットディテクター調査が計画されております。一般鳥類については、その下の欄になりますが、任意観察調査、夜間調査、ラインセンサス、ポイントセンサスとなっております。このポイントセンサスの調査回数について、1基当たり1定点10分間の観察を4回としている理由を質問しています。資料3-1では、5ページの6-24に該当します。これに対して、事業者からは、文献によれば、ラインセンサスでは5回から6回の調査で主な種を把握できるとされており、また、ラインセンサスの6回とスポットセンサスの1定点当たり4回を比較した結果、スポットセンサスのほうが記録率がよいとしていることから、この回数で主要な種の把握が可能と考えているとのことです。

次に、1枚めくって、366ページをご覧ください。

希少猛禽類については、定点調査と営巣確認調査、渡り鳥については、定点調査、帯状

区調査、夜間調査が計画されております。それから、383ページに動物調査の努力量が示されております。このうち、渡り鳥のレーダー調査について質問を行っており、6-25に該当しますが、鳥類による渡りの時期の差や気象条件のばらつきを考えると、調査が不十分になるおそれはないか見解を問いました。これに対して、事業者からは、この調査の主な対象は、ガン類、ハクチョウ類などの大型の種であり、これらの渡りのピークを狙って実施し、また、天候の安定した日を選んで実施することで、渡りルートの傾向は把握できると考えているとのことでした。

次に、景観ですが、図書の406ページをご覧ください。

主要な眺望点としては、PV1から6の6か所が選定されています。また、408ページのとおり、日常的な視点場の調査地点として、PV7から11が選定されています。この日常的な視点場の調査地点について、6-36で質問をしております。区域北側の正利冠会館についてですが、①として、風車が見える可能性が低いとして調査地点に選定していないが、見えるかどうかについても、フォトモンタージュが必要ではないか、②として、会館よりも風車が見えやすい地点があれば、そうした地点を選定することも考えられるのではと質問をいたしました。これに対して、事業者からは、準備書でフォトモンタージュの作成を行い、見え方を確認することとする、また、区域北側の道道沿いには、日常的に人が集まる場所はないが、眺望のよい場所という観点で改めて検討するとのことでした。

図書と資料が行ったり来たりで駆け足になってしまいましたが、ここまでの説明は以上とさせていただきます。

資料3-2のご説明は省略いたします。

最後に、資料3-3の方法書についての意見の概要と事業者の見解について、ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

3)の(3)に記載のとおり、意見書の提出は28通、意見の総数は50件でございます。意見は5ページから30ページまでに記載されており、一つ一つはご紹介できませんが、地域の生活環境、自然環境への影響や景観への影響を懸念する意見、風力発電事業の必要性に対する疑問、事業者への不信感を述べた意見などが提出されております。

これらの中から、2件を見ていただきたいと思います。

まず、13ページの20番をご覧ください。

聚富には、長い間、農業を営んできた方や、この場所が気に入って移住した人たちが多く住んでいます、樺戸三山などが見え、多くの野生生物のすみかです、建設をやめてもらいたいという趣旨の意見でございます。これに対する事業者見解ですが、法に基づき現地調査を実施し、調査や予測、評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には、回避及び低減に努めていきます、住民、有識者などの意見をいただきながら、よりよい計画を検討してまいりますと示されております。

次に、16ページの27番をご覧ください。

区域に隣接する旧聚富小中学校は、閉校の利活用事業として進めている医療福祉事業「ひびきの丘」の施設である、風車はここから1キロメートルのところにあるので、計画の変更をお願いします、また、配慮が必要な施設として、十分な調査、予測、評価を求めますという趣旨のご意見です。これに対しては、医療施設として、ゾーニング計画を参考に、1. 2キロメートルの離隔距離を確保する、調査地点としても追加させていただくという見解が示されております。

資料3-3については、以上とさせていただきます。

本案件につきましても、先ほどの松前の方法書と同様に、本日審議をいただきました後、2次質問のお願いをしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

ご審議について、よろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見等をお願ひいたします。

○**高橋委員** 先ほどと同じになりますが、4ページの質問6-9についてです。

超低周波音の測定回数を1回にしている理由が書いてあるわけですが、マニュアルに書いてあるから1回にしましたということであれば、それは理由になっていないと思います。

今回、こちらの事業者が残留騒音の調査を季節ごとに年4回やると言っているところを見ると、季節ごとに特徴が違うことを認識しているのだと思うのですね。その状況の違うものについて、超低周波音だけ1回にしている理由が明確ではないと思いますので、その辺の確認をお願ひできればと思います。

○**事務局（塚本係長）** ご指摘いただいた点について、2次質問を行いたいと思います。

○**露崎会長** そのほかにご質問やご意見等をお願ひします。

○**押田委員** 図書の363ページの哺乳類の調査方法についてです。

バットディテクター、高所自動録音という形で書かれているのですが、この高所というのは大体どのぐらいの高さなのか、また、前ページでは3地点と書かれているのですが、実際の地点数などの細かなことは、どのようにされる予定かというのをお尋ねしたいです。

○**事務局（塚本係長）** 365ページにコウモリ類の調査の手法がございまして、その中ほどの高所自動録音の欄にありますように、調査地点については、風況観測塔2か所と測高ポールを利用した1か所の計3か所です。

風況観測塔は、地上約30メートルと約50メートル、測高ポールは、具体的なものが今はないのですが、やや低い位置になるかと思ひます。

○**押田委員** 結構高めのところを狙ってくださっていますし、季節によって違いがあることにも配慮して調査が組み立てられていると思ひますので、もし詳しいことが分かれば、今度でいいので、低めのところも教えていただければと思ひます。

○**事務局（塚本係長）** 今のご質問に関して、補足させていただきます。

1次質問の6-22で確認しておりまして、測高ポールを利用したものについて、マイ

クは地上高5メートルから10メートル付近に、真上に向けて設置する予定であるという回答がございました。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○澁谷委員 先ほどご説明いただいた資料3-3の27番についてです。

26番にも同じようなことが書いてありますが、石狩市風力発電ゾーニング計画では、医療施設から1.3キロメートル離さなければいけないとあります。これは、そういう規則があるということのように感じますが、条例によるものでしょうか。

○事務局（塚本係長） 1.3キロメートルの根拠は分からないのですが、石狩市が定めているゾーニング計画書というものがございまして、その中で、こういったエリアについてはこういった配慮をお願いしたいというような基準が示されておりますので、多分そのことを指しているのかなと思います。

○澁谷委員 拘束力のある条例みたいなものではないということですか。

○事務局（塚本係長） そうです。

○澁谷委員 それであれば話は違いますね。それに対する答えは1.2キロメートルの距離を確保しますなので、1.3キロメートルは離さないということになります。私はその辺のことがよく分からないのですが、拘束力がないのはしょうがないことなのですか。

○事務局（塚本係長） 一般からのご意見については、私どももその意図を確認できないところではあります。ただ、ゾーニング計画で示されているのが1.2キロメートルであることは確認しておりますので、恐らく、この1.3キロメートルは、1.2キロメートルの間違いではないかと思えます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○奈良委員 458ページの環境保全エリアと調整エリアAの図についてですが、今回、風車を建てる場所が調整エリアAだからいいのだというような意図の書き方をされています。確かに建つところは調整エリアAですが、環境保全エリアと複雑に絡み合っていますし、周りが環境保全エリアに囲まれている場所にこれだけの風車が建つというのは、とても困ったことなのではないかという意見です。

また、旧聚富小中学校について、406ページ、407ページではチェックの対象になっていないのではないかと思いますので、そこについての評価もしていただきたいと思えます。

○事務局（塚本係長） 「ひびきの丘」に関する対応については、先ほどご覧いただいた資料3-3のご意見に対する見解においても、事業者として調査地点への追加などを検討するという回答がありましたので、具体的にどのように対応するのか、2次質問で確認させていただきます。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんでしょうか。

○押田委員 365ページの小型哺乳類の捕獲調査のところについてです。

上から二つ目のセルに、シャーマントラップ20個、墜落缶5個を設置と書いてありますが、トガリネズミ狙いの場合、墜落缶5個というのは、努力量としてかなり少ないかな

と思います。

トウキョウトガリネズミは、北海道においてどのハビタットにどう分布しているのかが分かっているようで分かっていないというお話を以前もさせていただきましたが、場合によってはそのトウキョウトガリネズミがかかってしまうということがあると大変ですので、墜落缶5個という努力量ではなく、せめてシャーメントラップと同じ20個ぐらいにしていただけると、データが確実なものになってくるのかなという気がいたします。もしお尋ねいただけるようでしたら、よろしくお願いたします。

○事務局（塚本係長） 1次質問では、質問番号6-23が少し関連しており、シャーメントラップと墜落缶の設置個数の考え方を質問しておりますが、不十分な回答でしたので、ご指摘いただいた内容を含めて、2次質問を行ってまいりたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

次の審議に移る前に、ここで5分間の休憩を入れたいと思います。よろしくお願いたします。

[ 休 憩 ]

○露崎会長 それでは、再開いたします。

議事（4）に移ります。

本日2回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直しについてです。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局（石井課長補佐） 担当の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北海道環境影響評価制度の見直しについてですが、前回の審議会では、道の条例の対象とする規模についてご検討いただくため、諮問を行い、その発端である環境影響評価法における風力発電所の対象規模要件を引き上げる環境影響評価法施行令の改正につきまして、その背景と国の考え方についてご説明を行いました。

今回は、それを受けて、道の対応の考え方をお示しすることとしておりますが、その前に、前回の説明内容について確認したいと思います。

まず、資料4-1をご覧ください。

国における今回の法施行令改正の内容と考え方についてです。

まず、改正内容ですが、法の対象となります風力発電所に係る規模要件について、必ず環境アセスメントを行う第1種事業は1万キロワット以上から5万キロワット以上に、アセスメントを行うかどうかを判断する第2種事業については、7,500キロワット以上1万キロワット未満から3万7,500キロワット以上5万キロワット未満へとそれぞれ5倍に引き上げられました。

同時に、経過措置といたしまして、施行日前に法アセス手続を開始済みの事業については、施行日以降も手続の最後まで継続して法アセス手続を行うこと、また、今回の規模要件の引上げに伴って、法アセスの対象外となります。7,500キロワット以上3万7,500キロワット未満で、これから新たに行おうとする事業は、令和4年9月30日までの移行期間を設定し、この期間中に着工しようとする事業は、法アセス手続の要否について経済産業大臣の判定を受けなければならないこととし、来年9月30日の移行期間後に着工しようとする事業は、法アセス手続の要否に係る経済産業大臣の判定を受けることが可能とされました。そして、この改正は本年10月31日から施行されております。

次に、2の対象規模設定の考え方についてです。

最初に、経過としまして、今年の1月から3月にかけて、国では、有識者で構成する再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を設置しまして、風力発電事業に関するアセスメントの在り方について検討を行い、法で対象とする適正規模について、第1種事業は5万キロワット以上などとする報告書が本年3月に取りまとめられたところです。この結果は、6月に閣議決定された規制改革実施計画に反映され、8月から9月にかけてパブリックコメントが実施された後、環境影響評価法施行令の一部改正として10月1日に閣議決定が行われ、10月31日の施行となりました。

次に、国がどのような考えでこの規模の変更を検討したかということについてです。

風力発電所が法対象に追加された2012年10月には風力発電に係る環境影響の情報が十分ではなかったのですが、現在では、手続の事例が増え、知見が充実してきたことなどから、最新の知見に基づき、適正な規模を再検討したとのこと。ここでは、風力発電の環境影響の程度は、規模に相関する傾向があるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの指摘もあったところでございます。

また、アセスについては、現行の制度において著しい環境影響のおそれのある事業が対象であり、それは事業規模の数値により判断するものとしております。

次に、(3)の対象規模についてです。

規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業の範囲について、他の対象事業との公平性の観点や、その規模の考え方を敷衍して検討した結果、第1種事業の適正な規模は5万キロワット以上、第2種事業については、第1種事業の0.75という数値はそのままとして、3万7,500キロワット以上5万キロワット未満という数字が導き出されました。

次のページに、別紙として、環境影響評価法と道の条例における各事業の対象とする規模の一覧を添えております。この中で、左側に書いてあります区分の8の土地区画整理事業のほか、いわゆる面的事業については、100ヘクタールからが第1種事業の対象となっており、また、一番上の1の道路の一般国道や3の鉄道など、いわゆる線的事業については10キロメートルからが第1種事業の対象となっております。これらの数値は、今回、他の対象事業の規模の考え方を敷衍する際に用いられているものです。

次のページにもう1枚別紙がございます。

国の検討会における規模要件設定に係る議論を整理したものです。

先ほどの説明を補足するものとなりますが、発電所の規模要件は、他の対象事業の考え方を敷衍することとし、法の対象事業全般において、規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業として、面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地区画整理事業をはじめとする面的事業は面積100ヘクタールが基本線としてあって、とりわけ環境負荷が大きいと想定される事業はこれよりも低い数値を設定し、また、道路や鉄道などのいわゆる線的事業は、著しい環境のおそれのある範囲を両側50メートル程度と想定し、これが100ヘクタールに相当する長さとして10キロメートルを要件としております。

裏面に移ります。

このことから、風力発電事業の規模要件は、面的事業の面積100ヘクタールを基本線としつつ、列状に配置する線的事業として捉え、また、高さ方向の空間利用も大きいことから、面積要件は通常より厳しい50ヘクタールとし、その上で、一番下の囲みの図と表のところになります。これまでに評価書手続が終了した事例から、線的事業として、みなし面積を求めて総出力の規模との関係を見たところ、50ヘクタール相当は5万キロワット程度になったということで、第1種事業の規模は5万キロワット以上としたところがございます。

なお、第2種事業の規模については、特に大きな議論がなく、従来の第1種事業の0.75という数値を用いたものが提案されております。

こうした国の考え方について前回の審議会で紹介した際に様々なご意見をいただいておりますので、論点整理の意味合いも含めまして、それらに対するご説明をいたします。

資料4-2をご覧ください。

まず、1点目として、規模要件を設定する際の考え方についてです。

一つは、環境影響の程度の視点として土地改変面積があるが、それを考える際に風力発電事業の面積の考え方はどうなっているのかというご質問をいただきました。

国では、アセス対象の規模となる面積を土地の改変を行う範囲としている一方で、風力発電事業は、特に計画の初期段階ではある一定の範囲の中から実地調査等を経て風車の具体的な位置を決めていくことが一般的であり、最初から土地の改変面積を示すことは難しいという特性がございます。

資料の中に図を示しておりますが、この審査図書では、風車そのもののほか、変電所などの発電設備、風車間をつなぐ仮設を含んだ道路、さらに、この事業に関わる部分を広く囲んで、対象事業実施区域として示しており、これは土地の改変面積とは異なる区域の捉え方となっております。

次に、風力発電事業の面積を導き出す際の発電所の間を結んだ中心線から両側50メートル程度の範囲とした根拠についてです。

これは先ほども少し触れましたが、国の検討会では、道路や鉄道等のいわゆる線的事業

の中心線から両側50メートル程度を著しい影響のおそれがある範囲として想定して規模要件を設定しております。この規模は、土地の改変を行う範囲として国で扱っていることから、風力発電においても改変面積を算出するための目安としてこの数値を使ったと理解しております。

次に、2の立地による環境影響についてです。

まず、規模が大きく、著しい環境影響のおそれのある事業とはどういうものかということですが、現行の法制度では、事業規模の数値により判断し、アセス手続を義務づけるという仕組みにしており、規模が大きいという具体的な定義はなく、だからこそ、他の対象事業の考え方を敷衍して、今回、数字を導き出したとも考えられるわけです。

今回の国の検討会では、対象事業実施区域の面積と総出力との関係も検討されましたけれども、対象事業実施区域の一部除外、配置の取りやめ、保全対象との離隔距離の確保、追加の調査を求めたものなどを厳しい意見と捉えて、これら環境大臣の意見の発出状況を規模と絡めて検討して、著しい環境影響のおそれのある事業という規模についての検討はしたということでございます。

また、考慮すべき影響の考え方についてですが、アセス制度は、規模が大きく、著しい環境影響のおそれのある事業を対象としており、環境影響も著しいものとしているように、その対象には規模の範囲を定めている一方で、アセス手続の実施の要否を判定する第2種事業は事業特性や地域特性からアセスの要否を判断する基準を定めております。

次に、資料4-2（別紙）と書かれた風力発電における第2種事業判定の主な基準をご覧ください。

国立公園などの自然公園や鳥獣保護区など、法令等で指定された区域も一つの判定基準としてありますが、それ以外に、保全上重要な自然環境の存在として、野生生物の重要な生息地、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や自然度が高い植生の地域といった要素も取り入れているところでございます。

資料4-2にお戻りください。

さらに、風車の出力と環境影響の関係についてもご質問をいただいております。

この中で、景観については、高さが増すほど見える範囲が広がるので、高さに比例して影響が大きくなりますが、この高さは発電機の出力によるところが大きいので、出力が大規模化するに従って環境に影響する範囲も必然的に広がってくると言えます。

次に、出力と音響パワー、騒音についてですが、資料4-2の右下に図をつけております。少し古い資料になりますが、この図では、出力が大きくなるに従って、音響も大きくなっているということが見て取れます。最近では出力が2, 500キロワットを超えてくる状況があるわけですが、3, 500キロワット程度でも騒音レベルはあまり変わっておらず、これは技術の進歩によるものと聞いております。

なお、さきの国の検討会では、こうしたこともありまして、騒音レベルの大きさは、規模よりも最寄りの風車からの距離や風速、季節等に依存しているという報告がされてお



ます。

また、鳥類への影響についてですが、渡り鳥の風車回避に伴うエネルギー損失は極めて軽微であり、また、ブレードやタワー等への接近、接触は、規模の大小にかかわらず、立地や環境条件によるという報告がありました。

裏面をご覧ください。

4の適正な制度及び運用（対応の時期）についてです。

国では、より幅広いスクリーニングの導入と簡易かつ効果的なアセスメント手続の導入について引き続き検討を行っておりますが、規模についての検討は今回の改正で既に終了しており、国のスケジュールとしては法対象の規模要件の変更に伴う自治体の対応期間を令和4年9月末と設定しているところです。

次に、5のエネルギーと環境のバランスについてです。

道の対応を検討するに当たって、エネルギーと環境のバランスをどう取っていかようとしているのかを踏まえる必要があるのではないかとのご意見もいただいております。

環境影響評価の制度は、個別の事業に対して行うもので、事業者に自主的に環境保全上の適正な配慮を求めるものでありますので、対象とする事業種全体のコントロールを担うものではないのですけれども、道の目標というものも一応ございます。

道内の風力発電の状況については、令和元年度実績で発電設備容量は約51万キロワットとなっております。今後の導入目標ですが、道が今年3月に策定した省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、幾つかの条件の下での最大の水準というただし書がありますものの、2030年（令和12年）時点として、陸上風力が137万キロワット、洋上風力が205万キロワット、合計342万キロワットを目標としております。

最後に、6の再生可能エネルギー施設のゾーニングについてです。

今年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入を推進する促進区域を市町村で設定できる仕組みが導入されまして、この促進区域では法に基づく環境アセスメントの一番最初の配慮書手続が省略できることとなっております。

ただ、この区域を設定する際に、都道府県は、地域の環境保全に配慮した環境配慮基準を定めることができるとされていることから、現在、その対応について担当部署で検討中という状況です。

また、洋上風力については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称・再エネ海域利用法では、選定された事業者は、最長30年間、その区域を独占して利用できる促進区域とされております。しかし、促進区域の指定に向けた準備段階が一定程度進んでいる地域について、具体的な範囲は示されていないものの、道内では、石狩市沖、岩宇及び南後志地区沖、島牧沖、檜山沖及び松前沖の5区域が整理されているところでございます。

以上が前回の内容といただいた課題に対する説明となります。

こうしたものを受けまして、条例における対応について皆様に我々の考え方をお示しするわけですが、一旦、ここまでの説明について委員の皆様から改めてご質問等を確認しておきたいと思えます。

会長、よろしくお願ひいたします。

○**露崎会長** ただいま、環境影響評価制度の見直しについて、前回のまとめも兼ねて、今回の道における環境影響評価制度の見直しを検討するに当たり、国における風力アセス対象の改正内容とその考え方、そして、前回の委員からの意見、質問に対する説明がありました。

条例における対応についての考え方はこの後に説明予定となっておりますが、その前にこれまでの説明について皆様からご質問を伺いたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** ないようですので、引き続き事務局からの説明をお願いします。

○**事務局(石井課長補佐)** それでは、資料4-3の条例が対象とする風力発電の規模についてです。

今回は、法による対象事業の規模が変更されたことが発端となりますので、まず、法と条例の関係について整理をしておきます。

道では、条例の対象とする規模要件について、平成9年に環境影響評価法ができ、11年に完全施行される際、平成10年に条例を全面的に改正するため、制度の在り方を含めた検討を行いました。

そのときに整理したアセス対象の考え方として、資料では、基本的視点のところに示しておりますけれども、一つは、法で必ず環境影響評価を行わなければならない第1種事業の規模要件は、環境に及ぼす影響が著しいものとなる程度の一般的な目安となり得ること、もう一つは、環境影響評価は、事業者に多大な経済的負担や時間的負担を求めることとなるため、対象はそうした負担に耐えられる大規模な事業に限定されること、また、環境の保全は、各種の規制、制度等によって図られるべきとの考えから、環境影響評価手続を通じた環境への配慮が可能な規模として整理しております。

これまでの条例の対象とする規模要件は、こういう整理の結果、第1種事業は法に準拠すること、第2種事業は、事業種にかかわらず、全てで第1種事業の数値の0.5以上としてきております。

したがって、こうした規模要件設定の考え方を踏まえ、2の議論に当たってのたたき台のところにありますように、今回、法の対象が第1種事業で5万キロワット以上に変ったことから、条例についても、第1種事業は5万キロワット以上、第2種事業は、その半分の2万5,000キロワット以上からというのが新しい規模要件を検討する出発点になると考えております。

この第1種事業の5万キロワット以上、第2種事業の2万5,000キロワット以上か

らという議論のスタートに際して、私どもとしては、考慮すべき点、検討すべき点として、二つの論点があると考えました。

一つ目は、見直しの必要性についてです。今般の国の改正に対応するため、道としても速やかに改正を行うべきではないかということでございます。

先ほども説明しましたが、国では、平成24年度に風力発電所が法対象事業に追加された当時と比べ、事例や知見が充実したことから、そうした実績を反映して対象事業の規模要件を見直し、約1年間の経過措置を経て、来年10月1日に完全に制度移行することとしております。そこで、道では、第1種事業は法に準拠することとしておりますことから、国の経過措置が終了するまでに道条例における規模要件も速やかに見直すことが必要ではないかと考えております。

二つ目は、見直すに当たっての規模要件の具体的な設定等についてです。

国では、他の事業種との公平性の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を風力発電にも適用して検討した結果、規模要件を見直す結果に至ったとしている一方で、風力発電事業の特性として、風力発電所の環境に与える影響の程度は、規模に相関する傾向があるとしつつも、立地状況に依拠する部分も大きいという指摘があり、規模が大きくなるとも地域特性を考慮に入れたアセスの運用の在り方が求められているところです。

第2種事業は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定が必要なものですが、その判定基準で反映し、地域の環境の状況等の要素は第2種事業で判断するという考え方で運用してきております。こうしたことも踏まえ、第1種事業と第2種事業の規模はどうあるべきか、第1種事業は国に準拠しておりますが、第2種事業については、判断の基準の中で既に地域特性等を取り入れてはおりますけれども、改めて地域特性を考慮した運用の在り方をするかどうかを検討のポイントかと考えております。

以上が条例対象の風力発電所の在り方についての道の考え方となります。

委員の皆様にはこの考えについてご意見を伺いたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

**○露崎会長** 第1種が5万キロワット以上、第2種が2万5,000キロワット以上になることに関し、その根拠等の説明がありました。

このたたき台の論点は二つありまして、一つは、見直しの必要性があるのかどうかという点です。

道としては、これまで、法の改正に伴い、条例でも速やかに対応してきたという事実がありますので、今回も、国の経過措置が来年9月末で終了するに当たり、見直しが必要ではないかというのが見直しの必要性の有無についての議論になるかと思っております。

二つ目は、アセスの対象とする規模についてです。これについても詳しい説明があったと思いますが、従来、第1種事業は国に準拠し、第2種事業は、第1種事業の数値の0.5以上とし、それを全事業区分に適用してきたところです。

道では、これまで、第1種については、手続の対象となる環境に及ぼす影響が著しいも

のとなる事業としての考えは法律のそれと類していることから、国の規模要件に準じ、国と同じ方向としてきた一方、国の検討会や前回の審議会では地域特性にも考慮が必要という意見がありました。その上で、道では、これまでも、地域的事情などは第2種事業で配慮すべきであり、また、アセスの対象はそもそも大規模な事業に限定されるという考えの下で運用してきましたので、この意見をどう受け止めるかといったことが議論になるかと思えます。

それでは、ごく少数の意見が反映されるのもなんだと思えますし、意見分布を取るほうがよいのではないかと思えますので、委員の皆様からご意見等を順に伺いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

**○石井委員** 私は6時で出なければいけませんので、できれば最初のほうでお願いいたします。

**○露崎会長** 先でもよいと思えます。その後は名簿順に指名したいと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、石井委員、お願いします。

**○石井委員** 内容はよく理解したつもりですが、僕もこの北海道で第2種事業をいかに運用していくかというところがポイントだと思って聞いていました。

先ほどの石狩の聚富の事例では、石狩市が独自にやっているいわゆるゾーニングに関して、調整がかなり必要だと感じました。実を言うと、僕もその頃に石狩市の審議会の委員をやっていたのですが、石狩市としては、はっきりと言って、あそこには建ててほしくないという意思表示をしたところに計画が来たというような経緯があります。そういうことを考えますと、第2種事業の運用に関してと申しますか、先ほどの石狩市のようなゾーニング計画があるところについてはしっかりと対応していただきたいという気持ちがあります。

そこで、第2種事業についてです。

従来の5,000キロワット以上1万キロワット未満というところから、第1種事業が上がることから、5万キロワット未満というのはいいのですけれども、2.5万キロワット以上でない第2種事業にならないのかという点に関しては若干の検討が要ると思っております。

要するに、ゾーニングしているところに2.5万キロワット以下のものが来てしまうと、その地域にとっては、今まで5,000キロワット以上であれば、地域特性なども勘案しながら、あるいは、1万キロワット以上であれば環境影響評価をやらせてもらっていたのに、2.5万キロワット以下のものでは、ゾーニングをやっているのに漏れてしまうというおそれが出てくるのではないかと思いました。

先ほど、5万キロワットの根拠についてはいっぱい聞いたような気がするのですが、第2種事業の規模設定の2.5万キロワット以上に関しては、十分な根拠が僕には分からなかったもので、そこについてもう少しご検討をいただければと思っています。

○**露崎会長** 続きまして、秋山委員、ご意見等をお願いいたします。

○**秋山委員** 第2種事業の決め方ですが、結局、数字としてどう決めるのかという点とそれ以外の埋め込み方ができるかどうかがあるのかなと思います。

前回、太陽光パネルの議論のときに同じような議論があったのではないかと思うのですよね。そういう特殊事情や地域特性みたいなものをどう埋め込むかについてはすごく難しい点があるのではないかという話でしたよね。

結局、ほかの事業は0.5で設定しているわけですが、風力に関して、0.5以外の数字を設けるとなったときに、風力発電の特殊性を示していかなければならないという難しさが出てきてしまうのかなと感じていますので、それを条例の中にどう埋め込んでいけるのかについてはいろいろと考えていかなければいけないのかなと感じています。

また、太陽光パネルについては0.5となったように、最終的にはそういう数字に落ちつかざるを得ないのかなとは思いますが、私も条例の設定の仕方はよく分かりませんが、数字以外の観点で条例にそういう特殊性を盛り込むことができるのかどうか、そこは議論すべき点なのかなと感じています。

○**露崎会長** 続きまして、押田委員、よろしく申し上げます。

○**押田委員** 去年、おとしから、この会議の中でずっと問題になっていたのは事業の累積による影響ですね。お互いの事業が重なっていき、巨大な壁になっていくということが問題になっていたと思います。

例えば、第2種事業については2.4万キロワットだったら対象とならないとなったとき、そんな悪い事業者がいるかは分かりませんが、最初に4基の計画を立てて、まずは2.4万キロワットでやりましょう、次にまた2.4万キロワットでやりましょうというふうにして4回ぐらいやると10万キロワット近くになってしまうのですよ。しかし、それくらい大きな影響があるようなものを北海道として特に何も評価せず、素通りしてしまう可能性が出てくるのかなという気がしたのです。

しかし、ここでその事業をやる場所と累積的影響も含めた考え方を取っておくと、将来、大変なことになってしまう可能性を避けることができるのではないかなと感じておりますので、その辺りは考えていかないといけないのではないかなと思います。

○**露崎会長** ここまでのご意見について事務局から回答可能なものがありましたらお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** まず、石井委員と秋山委員からの、第2種事業について、第1種事業の数値の0.5以上というのは根拠が薄いのではないかと、また、風力だけ0.5から外せるのかというお話についてです。

第2種事業を第1種事業の0.5以上としているわけですが、これは、国が0.75としているのに対し、国よりももう少し広く影響があるかを見る必要があるだろうということがまずありまして、要するに広く取りたいということです。

その上で、では、何で0.2や0.3ではなく、0.5かですが、これはえいやで、そ

れくらいであれば配慮や検討をすることもできるだろうということで、0.5に落ち着いたというような経緯のようです。これは、平成10年に検討したときにそうなったということですので。

それも踏まえ、風力だけ0.5を外すことが可能かどうかですが、我々としてもまさにそこが今回の検討のポイントになると考えています。もし変えるということであれば、その根拠というか、きっかけの一つとしては、今回、何度も説明をしておりますけれども、国の検討会で、風力発電の特性として、環境影響の程度は、規模によるところもあるけれども、立地状況に依拠するものが大きいという指摘があったということで、これを根拠の一つに0.5について改めて検討することは可能ではないかと考えております。ただ、風力の特殊性、特に北海道についてどう考えるのかについては、まさに皆様からお知恵を拝借しないと難しいのかなと思っていますところでもあります。

次に、押田委員からの累積的な影響についてです。

これはアセス制度全体の話になるかと思っています。先ほどもちょっと触れたのですが、環境アセスというのは、風力なら風力全体の、まち、あるいは、地域全体での環境影響を取り扱うというものではないという立てつけになっていることから、それをもってアセスの対象にするかどうかという判断基準に取り入れることはなかなかないのかなと思っていますところ。でも、個別にどんどんと建てていったら、その地域が風車だらけになるというようなことがあり得る、そして、それが相互に影響し得るということは風力発電の他の事業とは違う特殊性だと思っていますので、そこについてはさらに掘り下げて検討する必要があるのかなと思います。

○**露崎会長** 引き続き、各委員から意見等を聞きたいと思います。

北委員、初回で申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○**北委員** 分からないことだらけで申し訳ないのですが、国が0.75としていることに対し、第2種事業については、北海道は0.5というそれよりも低い値で検討していくこととしており、妥当案のように2.5万キロワットと設けているのだということでしたよね。しかし、これまでの5,000キロワット以上ということからはかなり高くなっていくわけですね。そして、規模よりも地点からの距離のほうが注視されるべきと報告はされているのですけれども、それがどこまで妥当なのかなという気がします。

先ほど押田委員もおっしゃっていますけれども、累積でどうなのかはやっぱり気になる場所です。例えば、累積の結果、2.5万キロワット以上になるのであれば、評価の対象とするとか、そういった形で検討するというか、条例をつくっていったほうがいいのではないかなという気がしています。

○**露崎会長** 続きまして、澁谷委員、よろしくお願いします。

○**澁谷委員** 今回、5万キロワット以上、第2種事業は2.5万キロワット以上というご提案がありました。5万キロワット以上のほうは国の基準があるということでしたよね。道でこれより小さく設定してもいいのでしょうかけれども、これでいいのかなと思います。

また、第2種事業についても2.5万キロワットでいいのかなとは思いますが、今のリプレース事業なんかでも200メートルぐらいのものが建つ事業でしたよね。しかも、そうしたものが五、六基ぐらい建つということでした。そうすると、結構大きなものが建てられる事業だと感じます。

こういう基準を定めようとするとき、数値で定めるのが一番はっきりしますし、分かりやすくいいとは思いますが、200メートルぐらいのものが五、六基以上建つような事業となると、環境に対する影響は相当大きいと考えるのが当たり前の話だと思います。

ですから、数値的には2.5万キロワットと決めておいてもいいとは思いますが、200メートルぐらいのぐるぐると回るものが建つのですよね。そうしたら地盤は相当しっかりしていなければならないと思いますので、立地条件に対する縛り、あるいは、人の居住地区までの距離に関し、定性的な文章でもいいのですけれども、そういう条件をつけて、2.5万キロワット以下であっても、地質が脆弱な場合や居住地区が非常に近い場合などがあればアセスの対象になるような設定を考えてもいいのかなと個人的には思っています。

また、私も気になっているのは、事業と事業がかぶる件です。先ほどは累積と言っていましたけれども、それが物すごい気になっています。単独の事業であるという建前からは規制のしようがないのかもしれないですけれども、例えば、えりもの案件です。あのまま建ってしまうと物すごいことになりそうで、あれはちょっとまずいのではないかなと思っています。ですから、単位面積当たりこれぐらいというような縛りをつけて、例えば、既存のものがあつた中にさらに2万キロワットのを建てるというようなことが簡単に通らない仕組みも考える必要があるのではないかなと思います。

100ヘクタール当たりこれぐらいという縛りができれば、それを超えたら、そこには入れなくなるので、そういう形がいいのかもしれませんが、とにかく、累積というか、違う事業が重なってくる場合の対策は考えておいたほうがいいのではないかなと思います。

○露崎会長 次に、白木委員、お願いします。

○白木委員 皆様と一緒にですが、基本的に、風力に関しては、特に野生動物に関しては、規模要件ではなく、むしろ定性的な観点から影響の大きさが決まってくると思います。例えば、たった3基の風車があるとします。1万キロワットも全体で満たさないような3基の風車でも20個体近いオジロワシが衝突死したというような事実もありますし、アセス対象になっていない小型風車に関しても5羽や6羽の衝突事故が実際に起こっているというような現状もありますので、できるだけ定性的な評価が適用できるようなものがないと考えています。

その上で、第2種事業についてです。

スクリーニングでは、野生動物の生息地等も含めて、そういった場所を抽出してアセスメントをするようにしておくことが必要ではないかと思っています。しかし、2.5万キロワットとなると、例えば、そこにリスクの高い場所が含まれていたとしても、そのままスル

一されるかもしれません。それに、アセスをやらないとなりますと、結局、そこでの事後調査もやらないとなってしまうのです。希少種を扱っている者としては、その後、どうなってしまうのか、それが分からなくなってしまうという点が非常に気になります。

ですから、第2種事業を第1種事業の数値の0.5以上とするというのは見直していただきたいですし、できる限り法的な根拠の中で最も低い数値まで下げ、そして、第2種事業のスクリーニングで重要な影響の起きそうな場所がすくい上げられるようになることを希望します。

また、第1種事業に関しても、環境省が5万キロワットとせざるを得なかったけれども、地方自治体のほうでカバーしてほしいと言ったというような話も聞いております。これについて、どのぐらいにしたらいいかはすぐに出るのですが、できれば第1種事業に関しても環境省の定めているものよりも下げて実施できるようにしていただければいいのではないかと思います。

それと、今さらかもしれませんが、事務局に確認したいことがあります。

それは、第2種事業のスクリーニングの方法です。どこで、どのように、いつ実施されるのかを少し詳しく教えていただきたいと思っています。

また、前回、環境省のほうで、5万キロワット以上という規制にかからないよう、大きな事業を小分けにして出してくるような計画に対し、何らかの防御ができるような対策を立てているだったか、立てる必要があるだったかは忘れましたが、本当は一まとまりになりそうな事業を小分けにすることを防止するような対策が何か出ているのでしょうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○**露崎会長** 全体について回答をお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 特に、北委員、澁谷委員から、累積的な影響についてどう取り組むのかというようなお話だったかと思います。

どういう方法を取り得るのかですが、澁谷委員からは単位面積当たりという仕組みもあるのではというようなお話があり、北委員からは、累積の合計が第2種事業のたたき台として出している2万5,000キロワット以上になったらといいますか、ある地域で一定規模以上になったらアセスをするべきではないかというようなご提案がありましたけれども、これについては、そういう考え方もあるということで、もう少し具体的に詰めていく必要があるのかなと思います。

それから、白木委員から、本来は一つの事業だけでも、分割して小さくし、アセス逃れをすることへの防止策についてというお尋ねがありました。経産省では、一体性の判断の考え方については今までも示されていたのですけれども、考え方が更新されたといいますか、さらに明確にしております、先日、そういう文書を発出されております。

具体的には、次回に資料としてお示しいたしますけれども、要するに、同じ事業者が同じ時期にやるのであれば、分けたと言っても同じだとすることが基本になっております。



今までは抜け道があったのですけれども、それを減らせるようにということで考え方を整理しております。

**○事務局（塚本係長）** 私から、第2種事業の判定の流れについてご説明します。

先ほど、資料4-2（別紙）でご覧いただいたように、条例でも第2種事業の判定の基準を設けておりまして、その基準に適合するような内容があるかどうか、事業者が提出する届出に基づいて道で判定いたします。

基本的には届出内容がベースとなりますが、それに基づいて道が客観的な判断を行うということですので。

この際には、関係市町村へ意見照会を行い、また、関係部局への意見照会なども行った上で基準への該当性の判断を行います。この基準の一つでも当てはまるようなものがあれば、届出を行ってから60日以内に事業者に判定通知を行うこととなります。

**○事務局（石井課長補佐）** これまで、皆様からは特に累積的影響についていろいろなご意見をいただいておりますけれども、これについてはどうしようかということをお次回にすぐ出せる状況ではございませんし、委員皆様のそれぞれの思いもあると思います。この後に皆様からご意見をいただこうと思っておりますけれども、次回に向け、意見をいただいた委員の皆様とやり取りをさせていただきながら、次回提示する案を詰めていきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

**○露崎会長** 続きまして、鈴木委員、お願いします。

**○鈴木委員** 事務局の皆様には、これまでの経緯や現状等について大変分かりやすいご説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、この原案については基本的に賛成ですが、二つ課題があるのではないかと感じました。

一つは、条例改正の際にこの数字だけをお示ししますと、従来は、5,000キロワット以上の事業であればアセスメントが必要であったものが、今後は2万5,000キロワット以上でなければアセスが必要ではないと捉えられることとなりますよね。そうしますと、これまでアセスが必要だったものが必要なくなるというようなイメージを持たれることになるかと思っております。ですから、このことについて北海道としてはどのように考えているのかということをお丁寧に説明したほうが皆さんの同意を得られるのではないかと思います。

たとえ2万5,000キロワット未満のものであったとしても、道としては、今後も環境への十分な配慮を求めていきたいと思っておりますというような、2.5万キロワット以下は切り捨てたと思われぬような説明の仕方があるとなおよいということです。

それから、二つ目の課題についてです。

このたび、環境影響評価法の施行令が改正されたことに伴い、北海道のみならず、他の都府県でも同様に条例の見直しが行われていると思います。そこで、他の都府県と比較しまして、北海道の環境影響評価条例で示している数値がどのような位置づけにあるのかと

いうことも併せて資料などでお示しいただけるとよいと思います。

北海道が極端に緩い、あるいは、極端に厳しいということではなく、全国的に見てもこういった数値が一般的であるということが示されれば、特段大きな反対は出ないのではないかと感じました。

○**露崎会長** 続きまして、先崎委員、よろしくお願いします。

○**先崎委員** 先にお聞きしたいことがあります。

国の説明では著しい環境影響と事業規模の関係の説明があったかと思うのですが、北海道の事業に関して言うところの関係はどのようになっているのでしょうか。

要は、事業の規模と著しい環境影響が出るということについて、どのくらいの規模の事業で環境への影響が出たのか、この関係というのは北海道の事業に関して言うところのようになっているのでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 著しい環境への影響をどのように見るかについてです。

道においては、直近5年の事業を見ましたところ、環境影響評価準備書まで終わった11事業があり、知事が厳しい意見、配置等の再検討などを求めているものは5件ありまして、偶然ではあるのかもしれませんが、規模的には約5万キロワット以上のものとなっております。

○**先崎委員** そうであれば、第1種事業をはじめ、数値の根拠についてはそれでいいのかなと思ったのですが、一方で、その根拠を数値からしっかりと精査し、規模案件を検討することが大事だろうと個人的には思います。

国の指摘に書かれているように、立地条件に影響の大きさが依存するというのであれば、やはり、これまで皆さんがおっしゃっていたように、規模によらず、アセスの必要性を判断する仕組みが第2種事業なりで必要なのではないかなと今までの議論を聞いていて感じました。

特に、アセス逃れを防ぐ仕組み、あるいは、ルールが道の条例でも必要なのではないかと思います。

○**露崎会長** 続きまして、高橋委員、よろしくお願いします。

○**高橋委員** 今、提案されているものを変えるためには、先ほどから言われているように、風力の特性を明確に示されないと、ほかとの並びから見てもなかなか難しいのかなと正直思っています。

先ほど立地条件云々ということがありましたよね。北海道のことを考えると、やはり自然環境ということがありますので、それは第2種事業の判定も含め、実際の運用の中でしっかりとやってもらうということにならざるを得ないのかなと思いますし、累積的影響については、この制度ではなく、ほかの仕組みの中で議論していかないといけないことだと思いますし、基本的には環境影響評価の中では難しいのかなと思っています。

また、建てることによって環境にどういう影響を与えるのかですが、どんな小さいものであれ、大きいものから小さいものまで、全てをちゃんと見られるようなシステムが整っ

ていればいいのだろうと個人的には思っています。国のほうでやる要件のものがあれば国でやり、道のほうでやる要件があれば道のほうでやり、さらに、小さいものについては、多分、今、各市町村で手引みたいなものをつくっていると思いますので、そういったもので環境影響を見ていくというようなシステムを道として構築するとして、今、ここで示されている案についてはこれで致し方ないのかなと思っています。

○**露崎会長** ここまでについて事務局から何かありますか。

○**事務局（石井課長補佐）** 鈴木委員から、他の都府県がどうなっているのか、その中で北海道がどうなののかについてです。

他都府県がどう変えるか、その状況について環境省にも問い合わせているのですが、なかなか情報が入ってきておりません。ただ、現在、第1種事業がかつての1万キロワットと同じ規模で設定しているのは、北海道以外では4県あります。また、第2種事業は、変える前は7,500キロワットになっていましたけれども、それを都道府県条例の第1種事業の規模に当てはめているところもございます。なお、それよりももっと小さい規模で設定していたり、県によっては面積で定めているところもございます。

ちなみに、面積で定めている県に対し、実際、どういうふうに出させているのかを聞いたところ、まだ実績がないので、分からないというようなお話でした。

○**露崎会長** 次に、私からです。

重複してしまいますが、私としても第2種事業をどうするかがすごく大事なのではないかと考えていますけれども、それをどうしたらいいかについては、今のところ、うまく結論を出せるものはないなと思っているので、保留にさせていただきます。

続きまして、奈良委員、よろしくをお願いします。

○**奈良委員** 私は、第1種事業も第2種事業もできるだけハードルを高くといいますか、低い数字でアセスが必要となるようになればいいなと思っています。北海道は、景観をはじめ、人工物が何もなく、空が広い、海が広い、そういうものに価値があると思っています。近い将来、海を見ても洋上風力があり、山を見ても風車がありということになってしまったらどうなるのだろうという危惧を持っています。

ただ、世界として、再生可能エネルギー、行け、行けという状況ですので、そこと景観、自然をどう守るかというのは物すごく難しいせめぎ合いであることは十分に分かっています。そこで、今、さあ、この数字を決めましょうという段階なのであれば、希望としては、法に倣えの第1種事業の5万キロワットのところを、根拠はありませんが、例えば、3万キロワットにするのか、今までどおり、1万キロワットで頑張るという選択肢が残るのかどうか、また、第2種事業に関してもできるだけ低い数字になればいいなという意見です。

○**露崎会長** 最後になりますが、吉中委員、お願いします。

○**吉中委員** 私は、率直に言いますと、今回、国が基準を変更することによって北海道で基準を変える必要はないと考えております。国の検討会でも、最初のほうで、基本的な考え方として、たくさんの委員が何度もおっしゃっていただきましたけれども、事業規模よりも立

地する場所に非常に依存する度合いが大きい事業だと言われております。

一方で、国の検討会では、北海道という立地をどこまで具体的に検討しているのか、あるいは、北海道に限らず、全国のそれぞれの立地環境をどこまで審査されているのか、私は、議事録を全て細かく見ているわけではございませんけれども、その検討が少し弱い部分ではないかなと思っております。

そういう意味では、北海道では北海道ならではの立地環境、今、奈良委員もおっしゃいましたけれども、景観に限らず、希少種の分布でありますとか、北海道ならではの状況がありますので、それを踏まえて慎重に検討する必要があるかと思えます。

したがいまして、現時点で国に合わせて数字を変更するという大きな方向性は転換すべきではないかなということがまず第一です。

では、具体的にどうしていくのかです。ここに妙案はありませんけれども、まず必要なのは北海道全体の大きなランドデザインをどう描くかということかなと思っております。特に促進すべき地域を定められるというような規定はありますけれども、一方で、規制すべき地域、この地域ではここまではいいとか、この地域では全く許容できないとか、そういう大きなランドデザインを描いておく必要があるのではないかなということです。

大きなところはそんなところですよ。

そして、先ほど出された累積の影響、あるいは、アセス逃れということについてです。

これがアセス逃れに当たると言っているわけではないのですが、今日の議題に上がっていた石狩市厚田区聚富望来風力発電事業です。合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所が事業主体ですよ。少し前後して議論していたかと思えますけれども、西当別風力発電事業、石狩郡当別町西当別風力発電事業の事業主体は、聚富と違う当別町西当別陸上発電所という合同会社の名称になっておりますけれども、方法書等を見ますと、事業者の名称は異なっていますが、事業者の代表者、また、住所は全く同じでして、隣接したような場所に同じ代表者の違う合同会社が事業主体になっているのです。

そういうことも含め、全体的なゾーニングといいますか、広い視野で、北海道全体でどう配置すべきなのかどうか、そういう議論を慎重にしていく必要があるのではないかなと考えました。

○**露崎会長** 全体を通しまして、事務局から回答と今後の進め方についてお願いします。

○**事務局（石井課長補佐）** 奈良委員と吉中委員からは、今、変える必要はない、できるだけハードルは高くというご意見をいただきました。当然、そういう考え方もあるとは思いますが、逆に言うと、今までの道の考え方、方針を変えなければならない理由についてもう少し具体的にそれなりの根拠を持って説明していく必要があるのかなと思ったところですよ。

また、北海道全体のランドデザインというお話もございました。確かに、そういうお話はこれまでもいただいておりますし、前回、道の再生可能エネルギー、風車の今後の目標も踏まえて考える必要があるというようなお話もいただいております。ただ、高橋委員

からもお話がありましたけれども、現在のどういうものを対象にアセスをしていくのだという範疇を超えているのかなと思っているところです。それが整理されないと規模要件をどうするのかを考えられないということではないかと思いますが、今回の国の規模要件の変更を踏まえ、これまで国に倣ってきたものからこれまでと違う方針なりを出すということであれば、それはそれできちんと理由を整理しないといけないのかなと思います。

先ほども申しましたけれども、次回の議論に当たって、今回いただいたお話を踏まえ、論点等を整理する必要があると思っております。その際には、委員の皆様には個別にメールなどで確認等をさせていただきたいと思っておりますので、改めてご協力をどうぞよろしく願いいたします。

また、会長を差し置いて申し訳ありませんが、さらにご質問等や確認事項があれば、今、お答えできる範囲でお答えいたします。

○**露崎会長** それをやると大変なことになりそうだったのですが、言いませんでしたが、次回までに確認したいことがありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** 今日の質疑、意見等は事務局で整理してくださるそうですので、参考にしていただければと思います。

それでは、今後の進め方について事務局からお願いします。

○**事務局(石井課長補佐)** 皆様、本日は、個別事業3件と今の規模要件の合計4件の議事について、長時間にわたりご審議をいただき、どうもありがとうございました。

次回の令和3年度第6回環境影響評価審議会は12月15日水曜日の13時30分から、既にご案内しておりますとおり、北海道第2水産ビルの4階の会議室での開催を予定しております。

今回と同様、ウェブを併用し、対面で行う予定ですが、今後のコロナウイルス感染症の状況等によりまして開催方法を変更することもあり得ますので、ご承知いただきますとともに、詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 4. 閉 会

○**露崎会長** それでは、本日の審議会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上